

大旦川流域について「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく
「特定都市河川」及び**「特定都市河川流域」**の指定を目指します。
(指定予定時期：令和8年3月)

「特定都市河川浸水被害対策法」とは？

著しい浸水被害の発生やそのおそれがある都市部の河川及びその流域について、浸水被害の防止のための対策を推進するための法律です。

「特定都市河川」に指定されると？

河川整備などのハード対策を加速していくとともに、国・県・市・企業等のあらゆる関係者が協働して水害リスクを減らすまちづくりや河川への雨水流出抑制対策を推進します。
なお、特定都市河川の流域内において、**雨水浸透を阻害する行為については山形県知事の許可が必要**になる場合があります。

大旦川流域

大旦川は、6つの支川（新川、大沢川、蟬田川、赤助川、新山川、村山中沢川）が流入し最上川へ合流する河川で、その流域には、村山市と東根市の2市の一部が含まれます。



大旦川流域の現状

大旦川では昭和61年から河川整備事業を行っていますが、令和2年7月や令和6年9月の大雨などで度々浸水被害が発生していることから、特定都市河川制度により被害軽減対策を推進します。



雨水浸透阻害行為に係る許可制度

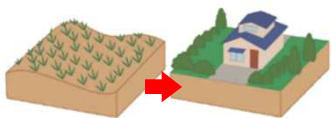
特定都市河川に指定されると、流域内の宅地等以外の土地で行う**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**（土地の締め固めや開発などにより雨水が浸透しにくくなる行為）には**山形県知事の許可が必要**になります。

許可にあたっては雨水浸透阻害分を補うため**雨水貯留浸透施設の設置が必要**になります。

✓ 雨水浸透阻害行為の例

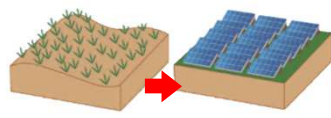
「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

耕地 → 宅地
(田・畑)



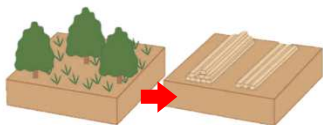
「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置

林地 → 太陽光
発電施設



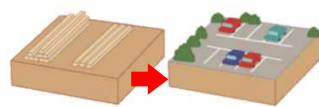
ローラー等により土地を締め固める行為

原野 → 資材置場



土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

資材置場 → 駐車場
(未舗装)



✓ 雨水貯留浸透施設の例



▲雨水貯留施設



▲浸透ます



▲排水性舗装



▲浸透トレンチ

指定後の流れ

- **特定都市河川の指定** … 雨水浸透阻害行為の許可制度の適用
- **流域水害対策協議会の設置** … 対策の検討、計画の策定
- **流域水害対策計画の策定** … 取り組む対策を公表

あらゆる関係者が協働し、流域水害対策を実践

お問い合わせ

■ 山形県 県土整備部 河川課
TEL 023-630-2619



◀ 山形県県土整備部河川課のホームページに特定都市河川に関する情報を掲載していますのでご覧ください。